

和歌山県立

もん びよ かん

文書館だより

第66号 令和6年9月



写真左 「明治廿二年水難者霊位」碑
 写真右上 水難者慰霊祭の様子
 写真右下 下柳瀬地区



明治22年水難者慰霊祭 田辺市龍神村柳瀬下柳瀬地区（令和6年8月18日）

135年前の明治22年水害で80人超が亡くなったとされる下柳瀬地区で慰霊祭が開催されました。吉本区長が水害の概要説明をされ、大応寺住職が読経、参加者全員で焼香しました。住職は過去帳を持参され、犠牲者全員の戒名を読み上げました。最後に、餅蒔きをして解散しました。

目次

龍神村域の明治22年水害	1
報告会「歴史から学ぶ防災2023—命と文化遺産を守る—」を田辺市教育委員会と共催	6
令和5年度公文書の引継ぎ・収集	6
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録20周年記念 高野山参詣資料の展示紹介	7
令和5年度新収古文書の紹介	8

龍神村域の明治二十二年水害

◆明治二十二年紀伊半島大水害

明治二十二年（一八八九）八月十八日から二十日にかけて四国から中国地方を北上した台風による大雨は、紀伊半島に甚大な被害をもたらしました。

水害の翌明治二十三年に和歌山県庁が発行した記録集『和歌山県水害記事』（以下「水害記事」）によると、県内では西牟婁郡、日高郡、東牟婁郡を中心に死者一、二二一人、流失家屋三、四一四戸、建物全・半壊三、一九五戸という凄まじさでした（表）。

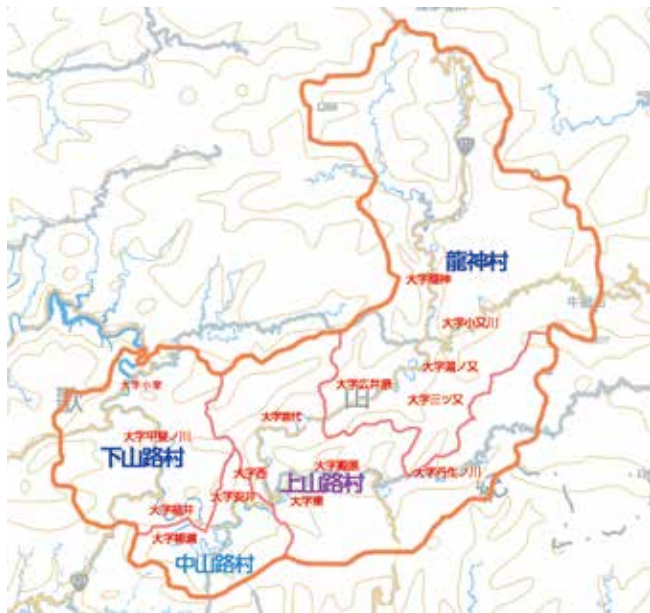


図1 明治22年の龍神村域

日高郡域全体の死者は二一九人で、西牟婁郡域

『水害記事』によると、日高郡域全体の死者は二一九人で、西牟婁郡域に次ぐ多さです。山崩れの数も二番目で、堤防の決壊・破損箇所及び橋梁の破損数は県内一です（表）。

表 明治22年水害の被害

	県全体	日高郡域
死者	1,221人	219人
流失家屋	3,414戸	593戸
建物全半壊	3,195戸	571戸
浸水家屋	29,148戸	2,913戸
山崩れ	31,429所	7,647所
橋梁流失・破損	3,275所	1,083所
堤防決壊・破損	7,706所	2,860所

〔和歌山県水害記事〕より

日高川最上流部に位置する旧龍神村は、平成十七年の市町村合併により現田辺市の一部になりました。旧龍神村域は、明治二十二年水害時点では、日高川上流部から、龍神村（以下、本稿では平成十七年以前の旧龍神村と区別して「元龍神村」といいます）・上山路村・中山路村・下山路村という、四つの村に分かれていました（図1）。

◆水害当時の旧龍神村域の報道・情報

水害直後、日高川上流域（旧龍神村域）の状況は次のように報道されています。

- ・川上村「現日高川町」より上流の七箇村（戸数合計二千四十余）は、山崩れの為め道路全く塞り、米穀を運搬するの途絶え、郡役所にては清川村「現みなべ町」に救恤支部を置き、飯米の運搬に手を尽し居れども、単身の歩行すら尚出来難きにより、目前に餓死するものあるを控へながら亦如何ともする能はず、其の惨状言語に尽し難し：（『大阪朝日新聞』明治二十二年八月二十九日、ふりがな・「」内注は引用者（以下同））
- ・日高郡「元」龍神村といふは、大和国十津川郷「現奈良県吉野郡十津川村」に程近き所にて、有名たる温泉さへあり、各地より遊浴に出る者も少からざる地なるが、去る十九日の午後、温泉近傍の山岳俄に震動し、遂に温泉湧口の上手より温泉場の辺

りへかけ大いに崩壊し、人家数戸を圧倒し、即死十三人、負傷十五人ありし旨、去る二十八日同地より県庁へ報告したりと、但し、此の報告の遅延せしものは、全く出水・山崩れの為め道路の通行を遮断せしに因るといふ：」（『同』八月三十日）

◆龍神村域の明治二十二年水害古文書

令和四・五年度の調査では、『龍神村誌』で引用されながら、その後門外不出とされていた田辺市龍神村東の『杉谷家文書』を調査することができました。

杉谷家は、江戸時代には東村の庄屋、明治初年には旧龍神村域と寒川村（現日高川町寒川）を領域とする日高郡山地組（明治五年からは第六大区六小区）の大庄屋・郷長・戸長・副区長・小区長など、地域のリーダーを輩出しました。

明治二十二年水害当時の当主は杉谷静一郎、当時四〇歳ですが、既に日高郡役所書記を経て県議員を一期務めた経歴を持っていました。水害時は既に県議員を退いていましたが、新設された上山路村の村会議員を長く務め、更には日高

郡会議員も務める人物です。
静一郎は生涯日記を残してあり、明治二十二年水害に関しても、地元の上山路村を中心とした被害状況や自分たちの行動を克明に記しています(写真以下「静一郎日誌」)。



写真 「杉谷静一郎日誌」
(杉谷家文書 仮番号 22-7)
(明治22年8月18日～20日前半部分)

『杉谷家文書』からは、下山路村大字小家の水害被害を記した手紙も見付かりました。

また、現田辺市龍神村殿原(水害時は上山路村大字殿原)の旧家古久保家の古文書も近年田辺市に寄贈され、「水害記録」(田辺歴史民俗資料館蔵「古久保家文書」四七〇、以下「古久保家記録」)が確認できました。

これらの古文書を中心に紹介し、旧龍神村域の明治二十二年水害被害と、地元への対応を明らかにしていきます。

◆豪雨・発災の様子―古久保家記録から―

古久保家記録に大字殿原の水害時の様子が生々しく描かれています。

：明治廿二年八月十八日午前八時比

雨降出て風荒、同夜ヨリ翌十九日朝
昨年中ヨリ大水ナリ、風静ニナリタ
レトモ折々大雨、夕方水勢盛ニナリ、
同夜大雨篠ヲミダシテ降頻リ、夜
十一時比電光ノ如ク光一発シ、雷鳴
ノ如ク一大声ト、モニ諸山崩潰シ、
草樹根コジハ土砂石ト一齋ニ押出シ
来リ、河水漲リ溢レ、弊宅門前ニテ
本道ヨリ凡五尺(約一・五m)余上
リタリ、：今回ノ水ハ弊宅前ニテハ
「川から」直立九間(約一六m)ナリ、
古久保広輔宅前ニテハ凡拾貳間(約
二一m)許ナリ、同人ノ宅地内ニテ
三四尺(九〇〇～一二〇cm)ノ深サナ
リト云、実ニ我郷開闢以來ノ大洪水
ト謂フヘシ、山々谷々ニ崩潰シ大
石・大小樹木根引ニナリシマ、一時
ニ押出シ、本川ノ辺ハ同様潰、大小
枚拳ニ違アラス、大ナルハ高サ百間
(約一八〇m)ノ式百間(約三六〇
m)ニ過、横百數十間谷々土砂二埋
リタル、：所々ノ梁橋ハ流失無残、
諸山ヨリ大小ノ樹木流出スルモノ幾
百万株トモ不可知、二十日ノ夜二至
ルマテ堪ヘ間ナシ、家屋ノ流失・溺
死人或山潰圧死モ又不少、其惨状
殊ニ甚シク言語ニ難述尽、田畑ノ荒
廢セシモノ中八九ニ過タリ、残り
シモノモ水利溝手大破ニ相成、本年
収穫ノ目的ナシ、山林・原野ヲ撰ハ
ズ崩潰シ、肥草ヲ刈取ルヘキ所ナク、
其残りシ場所モ潰ニ接シ、之ヲ刈ン
ト欲スルモ深淵ニ薄氷ヲ踏ムノ恐ア
リ、山林ハ杉檜山ハ勿論、良土地ハ
悉潰エ、立木ハ流失シ、跡地ハ今
後植木スヘキ場所無之、川敷ハ埋リ、

川辺ノ田畑・芝・藪地・山林・原野
崩潰シタルニ川ハ広クナリ、山林ハ
前陳ノ如クナリシニヨリ橋ニナスヘ
キ木無之、川支、道路ノ形チサヘナ
ケレハ郵線断絶セリ、役場等ノ報告
往復ハ書翰ヲ矢ニハゲテ弓ニテ川ヲ
射渡シ扱して通信シタルナリ、今ニ
川水ハ赤濁リナレトモ稍々減水シタ
レハ、不得止者ハ浅瀬ヲ認テ渡ルコ
トトナリ、山乃クゑたる所ハ峰二廻
リナドシテ往来スレトモ、婦女子・
小児ハ通行スル能ハサルナリ：
と、数えきれないほどの土砂崩壊、川の
増水・氾濫、道路・橋梁破壊、山林・農
地崩壊・荒廢の様子を伝えています。

◆龍神村域の被害―主に古文書から―

静一郎日誌と古久保家記録には各地の被害が列挙されています。これらの記述を中心に、旧龍神村域の被害を、日高川の上流域から下流域への順番で紹介しま

(一) 元龍神村

○大字龍神：湯本花屋の龍神仁蔵方へ住
民及び入浴客ら約三〇名が集っていた
ところ、山崩れで家屋が埋まり全潰、
一五名(住民八名・浴客七名)死亡、
温泉の奥の在所も大荒れ、権之進一家
全員死亡、大字全体で死者二〇名か
○大字小又川：家屋、山林田畑の流失は
あつたが死者なし

○大字湯ノ又：圧死八名、榎本佐平次の
家内が小屋潰家のため死亡・流失、佐
平次裏山が山崩れで一時川がせき止め
られ湖となり、湯ノ又躍り堂の表まで
水あがる

○大字三ツ又：死者三名、田地は大体流
失、生き残った田畑約二反、将来の生
活の途を失い大字の廃村・他出が検討
される(ただし、二年後の明治二十四
年時点で一五戸六三人の記録があり、
明治六年の一三戸五人からは微増と
なっている)、廃村・集団移住は結
局はされなかったようです。)

(二) 上山路村

○大字宮代：一七〜一八戸流失又は潰
家、死者七名
○大字西：龍神往来(龍神温泉へ続く旧
道)より下の田地は皆流失、潰家・流
家各三戸

○大字丹生ノ川：潰家若干、死者三名(古
久保家記録では圧死六名)、学校ほか
七戸流失、角太郎家流失、同人妻流死
○大字殿原：字藤ヶ瀬の古久保文右衛門
方の長屋大破、その他村内潰家若干、
死者九名

上記のほとんどの大字で死者を出して
おり、日高川本流・支流ともに流域で多
くの災害が発生したことが分かります。
次に、杉谷家の地元である大字東です。
大字東の中心地域は、日高川に小字丹
生平・川口で支流丹生ノ川が合流してい
ます。そして更に、丹生ノ川が日高川に
合流する手前で、南の折川谷から折川が
丹生ノ川に合流しています(図2)。
○寺の原：山崩れにより潰れる家多数
○上ノ谿：裏山の崩れにより三軒潰れる
○折川筋：数か所で土砂災害発生、中で
も「石瀧ノ向イ」の寒川与助所有山林
が大崩れして一時土砂ダムができ、の



図2 上山路村大字東中心部

が大崩れし、小柳瀬表へ崩れ込んで日高川を塞ぎ一時(約二時間か)大湖水となり(図3)、字八三戸中七〇戸流失、死者八三名、うち三軒は一家全員流死、巡査の母流死(古久保家記録では「九十戸所ニテ十三戸残り其他皆流死、死者九十四名」とあり)

静一郎日誌に「旧山地各村ノ内ニ於テ此の下柳瀬ハ第一等ノ災害ナリ」とあるように、旧龍神村内で最大の被害となりました。

「水害記事」には次のようにあります。

：特ニ中山路村大字柳瀬ノ如キハ横凡百間(約一八〇m)縦之ニ称フノ巒岳崩壊シ、岩石相触レテ火ヲ発シ、其光閃々トシテ電ノ如ク、其響

○丹生平：向いにある五味善之右衛門所有山が大崩れして一時土砂ダム出現、八軒流失(古久保家記録では七戸)、一軒半流れ、丹生神社は拝殿・長床等が流失、本社半流れの大破損、住民は五味録郎宅に一旦集まり、そこから裏山の白山に登り、それから尾根伝いに大心寺に避難して夜を明かす、一名流死

○南裕(字南谷か)：井谷の杉山が崩れて流れ込んだため田畑皆荒れ、高橋の廻りをはじめ川沿いの田地は悉く流失

大字東全体では、死者は一人と比較的少ないですが、それでも田地の約五五%が流失したとあり、大損害でした。

(三) 中山路村

○大字安井：家屋流失、死者二名

○大字柳瀬：下柳瀬地区で六地藏の裏山



図3 下柳瀬地区の土砂ダムと「水難者霊位」碑(後誠介氏作成・提供)

表紙の下柳瀬地区の風景写真は、一時形成された土砂ダム湖の最高水位と言われる高さから撮影したものです。集落全体が水没したのが分かります。その後しばらく、川の往来には浮橋を作って減水時に利用したそうですが、ひっくり返ったり浸水する恐れがあり、時々決潰してしまっただけです。

(四) 下山路村

○大字福井・大字甲斐ノ川・大字小家：大荒れ、うち小家は流失家一七戸、田地は大体流失

と静一郎日誌にはあります。

しかし、『杉谷家文書』から新発見された古文書では、大字小家(図4)の流



図4 下山路村大字小家

失戸数が大きく異なります。

大字小家の住民である伊藤重太郎が、旧暦の明治二十二年八月二十八日(新暦九月二十二日)付けで、地元の被害について杉谷静一郎に報告した「明治廿二年旧七月廿三・四日大水ニ付小家村大あれ之儀ヲ記しおくり奉り候事」という文書(仮番号二二一〇二二三)があります。

そこでは、「家ながれ」三三軒、「半ながれ」一軒とあり、合わせて三四軒で、静一郎日誌にある数の倍になります。伊藤重太郎の家も流失したそうです。同を含む五家は家財を全部流失して家族全員着の身着のまま、その他の家も九割の家財が流失してしまっただけです。

被災した人が小屋掛けした場所についての情報もあります。基本的には、皆、被災した地元で小屋掛けしようですが、小字中と、「よせと」(不明)には、小屋掛けする場所がなくなってしまう

ようです。災害後の仮設住宅・復興住宅をどこに建てるかという、現代の災害と共通する課題が生じていました。

山つえ(山崩れ)のあった場所についての報告もあります。

○小森：五味勝左衛門所有の上木おとし山は七、八割が崩壊

○オノ谷口から菅の間、「ふどう」の所まで上下二五間(約四五メートル)の山崩れ

○小字小家：平蔵の裏山で上下約二〇間(約三六メートル)の山崩れ

なお、大字小家で大きな被害のあった日高川沿岸部の集落は、現在、椿山ダム建設によりダム湖又は日高川河川敷となっている所も多いです。

先述した下柳瀬地区の隣(下流)にある大字福井については『龍神村誌』が、『福井郷土誌』からの引用として、上福井日浦在所の森口喜四郎翁が大声で住民に避難を呼びかけ、下柳瀬土砂ダム崩壊の激流から住民を救ったエピソードを紹介していますが、残念ながら、この郷土誌の現存は確認できません。

旧龍神村域の被害状況は以上ですが、静一郎日誌では、各地の被害記述の後に、**附り、山地各村杉・松山上等筋過半崩れ流失す、実に地方の大困乱と云ふべし、日高川筋何れも土石にて埋り、各村の道路・溝等破壊、此姿にては流れ残りの生田と雖とも来年より作付出来がたきは必然たり**と、林業・農業生産の復旧が当面見込めない見通しを示しています。

古久保家記録もこう歎きます。
：吾山地郷各村二於テモ飢民少ナカ

ラス、何トナレバ山業ヲ以テ活計ヲ立、官税ヲ全フルノ地ナルニ、今日之天災ニ付事業ハ自断絶セリ、道路ノ不通ニヨリ米穀運輸スル能ハス、当地ハ南部・田辺及日高川谷作物品ヲ運輸シ来ル商人・持人数百人ナリシニ、旧盆前帰村後今日ニ至リ吾人ノ来ルモノナシ、差立ヨリ郡衙郡役所」ヨリ一時ノ窮ヲ救ハントシ白米ヲ輸送セシ、清川村へ郡吏出張シ同所ニ而貸与スルコトナリシモ、清川ニ至ル道路ハ上ニ記シタル如ク婦女子杯ハ行コトヲ得ス、当殿原ニ民戸百有余戸アリ、此内暫時ノ食料ヲ有スルモノ三五名ニ過サルニ貸与ノ米タル白米壹石八斗ナリ、何ヲ以テ数百名ヲ救フヘケンヤ、嗚呼歎息之極ニタヘサルナリ

◆杉谷静一郎らの水害対応―日誌から―

上記のような厳しい状況の中、静一郎日誌には、次の記述もあります。

附タリ、各川ノ架橋悉ク流失ニテ、民食運搬途絶シ、細民飢饉ニ及フヲ以テ、丹生社木ノ内疵木ヲ撰み、静一郎ハ「五味」録郎と謀リ伐採シ、鳥ノ瀬橋仮設、田辺方面ノ道ヲ開ク、其当時日高郡書記塩路彦右衛門氏水害ノ視察トシテ巡回ノ際右事情申告ス、同氏日ク掛ル緊急ノ場合ニ付我等ノ所置宜キヲ告ラレタリ

橋がごとごとく流失してしまつたので、静一郎らは、本来は事前申請が必要な神社の社木を伐採し、鳥ノ瀬橋を仮設して田辺方面への通路を確保しました。このように、静一郎ら地域のリーダー

たちは、水害直後から、自分達の生活再建と平行して地域の救援・復旧に取り組みました。静一郎日誌から、地域の救援・復旧に関わる記述を挙げていきます。

・八月二十三日、静一郎、寺ノ原・丹生平等へ災害見舞に廻る

・二十四日、丹生神社境内に流れ着いていた高橋(大字東)、小瀬橋(大字西)等を回収

・二十五日、大字安井に漂着した鳥ノ瀬橋(大字東)を回収

・二十六日、高橋仮設工事開始

・二十九日、静一郎娘富枝誕生

・九月六日、旧第六大区六小区の各村から村長及び村会議員一名ずつが大応寺(大字東)に集まり、洪水罹災者救助米の出願等を評議(静一郎立会)

・十三日、静一郎、高橋仮設工事立会

・十四日、静一郎ら四名、道路・溝手・井堰等破損箇所実地見分(荒地調)

・十五日、静一郎ら四名、右調査書類(荒地調)を静一郎宅にて徹夜で調整

・十六日、静一郎ら四名、荒地調、昼までに完成、夜、日高郡書記塩路彦右衛門が荒地取調べのため村内止泊につき静一郎ら訪問し請願の旨趣具陳(日誌に記載はありませんが、先述の神社社木を伐採して橋を仮設した件の事後内諾も得たと思われま)

・十七日、荒地調を役場へ提出

・二十日、静一郎ら、丹生社境内木を伐採して高橋・小瀬橋を仮設した件を郡長へ届出(のち土井・古屋谷にも仮設)

・二十七日、静一郎、午前八時〜午後五時、上山路村長からの依頼により、

国庫金払下請願のため「水害図」「上山路村被害図」正副二葉を作成

・十月八日、水害一件につき官金拝借のための上京委員を決める投票のため、大応寺にて旧六小区各村の人民惣代集会、静一郎・古久保勘助が選ばれる

・十二日、静一郎、小池甚一郎(郡役所職員・元県議)・西川清(川上村村会議員)等へ上京の件につき問合せの書状出す、旧山路各村(旧六小区)四ヶ村の役場へ、上京の材料とする被害表取調の照会状出す

・十月十三日、静一郎、和歌山県会議長児玉仲児、県議望月右内・中松小翠らへ上京につき書面出す

・十四日、静一郎、実父林柳蔵病氣のため上京困難の旨上山路村長へ申入れ

静一郎は、十月十三日まで、国への陳情のため住民代表として上京する準備を進めますが、その翌日、以前から体調の芳しくなかった実父(寒川村の有力者林柳蔵、翌月死去)の容態悪化のため、上京を断念します。

その後の静一郎日誌から公的な水害対応についての記述は激減しますが、それまでは、娘が生まれたり、親の体調が悪化する中、自宅・実家周辺の生活再建を一方で行いながら、地域の災害復旧に尽力しました。静一郎とともに日誌に名前

の挙がる他の人達も、同様に、各々の立場で尽力していたことが窺えます。

以上、「山崩れの為め道路全く塞り」「出水・山崩れの為め道路の通行を遮断せしに」外部と遮断された水害直後の日高川上流域の状況が、従来より明らかになりました。

(藤隆宏)

報告会

「歴史から学ぶ防災2023―命と文化遺産を守る―」を
田辺市教育委員会と共催

文書館は、令和三年度から同五年度にかけて、県立博物館などと協力し、田辺市内で災害関連記録を中心とした「民間所在資料保存状況調査」を実施しました。

令和三年度は、文化庁補助金事業「地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」に参加する方たちで行いました。田辺市のうち旧田辺市・旧大塔村域を対象地域とし、地震・津波・洪水など過去の災害に関する記録や記念碑、言い伝えなどを調査して今後の教訓とし、併せて地域の古文書、仏像、祭礼など文化財の確認も行い、将来の被災への備えや盗難対策とする取組でした（本紙第六二号参照）。

同事業終了後の令和四・五年度は、旧龍神村・旧中辺路町・旧本宮町を対象地域として、県立博物館などの協力を得な



ごら、古文書（民間所在資料）を中心に調査を実施しました（本紙「龍神村域の明治二十二年水害」はこの調査の成果です）。

査成果の地域への還元として、左記のとおり報告会を田辺市教育委員会と共催し、田辺市の文化財担当者も交えて調査成果を報告しました。
なお、令和六年度は、所在確認を中心とした民間所在資料保存状況調査を海南海南市で実施しています。

報告会「歴史から学ぶ防災2023―命と文化遺産を守る―」
主催：和歌山県立文書館・田辺市教育委員会（共催）
令和六年三月二日 於：田辺市文化交流センター「たなべる」 一般参加二七名

報告1 「田辺市内の津波記念碑」
田辺市教育委員会文化振興課 中川貴参事

報告2 「江戸時代、田辺を襲った地震津波」
和歌山県立博物館 前田正明学芸員

報告3 「龍神村域の明治二十二年水害―上山路地区の文書から―」
和歌山県立文書館 藤隆宏主任

報告4 「昭和二十八年水害をふりかえる―請川村役場文書にみる復旧のようす―」
和歌山県立文書館 西山史朗文書専門員

令和五年度
公文書の引継ぎ・収集

文書館では、知事部局、県議会、監査委員、各種行政委員会及び県出資法人等で作成された公文書を引継ぎ・収集の対象としています。

知事部局で作成される公文書は、「和歌山県公文書管理規程」に基づき保存期間が定められており、永久に保存する文書（以下「永久保存文書」と）と有期限文書に大別されます。文書館では、永久保存文書・有期限文書のそれぞれについて、公文書管理規程に基づき、引継ぎ・収集業務を行っています。

本庁で作成された永久保存文書は、事業完了より二〇年を経過した後に文書館へ引き継がれます（「引継文書」）。令和五年度は二四九冊が引き継がれました。

知事部局で作成された有期限文書は、保存期間を経過すると、その文書に係る事業を所掌する課（以下「主務課」）において廃棄決定が行われ、その旨が各主務課長から文書館長に通知されます。文書館では廃棄決定された有期限文書のうち歴史的価値を有すると考えられるものを収集基準に則って選別し、各主務課長に引継ぎを依頼します。その後、有期限文書の内容を実際に確認し、歴史的価値を有すると認められるものを「収集文書」として収集します。

歴史的価値を有する有期限文書の例としては、条例や規則、県政上の重要施策・行事に関するものや、災害等重要な事件に関するものなどが挙げられます。

令和五年度には、知事部局全体で

三〇、四三七件の有期限文書が廃棄決定されました。このうち、本庁から七三六冊、各振興局・地方機関から五一三冊の合計一、二四九冊を収集文書として収集しました。収集率は知事部局全体の有期限文書廃棄数の約四・二％となりました。

文書館では、県議会や監査委員、各種行政委員会及び県出資法人等で作成された、廃棄決定された有期限文書についても、知事部局における有期限文書の取扱いに準じて、歴史的価値があるものを「受入文書」として収集することとしています。令和五年度に廃棄通知のあった一四七冊のうち、六七冊を受入文書として収集しました。

以上により、令和五年度末現在の開館以降の累積冊数は、引継文書が二四、一一九冊、収集文書が一一、三九七冊、受入文書が八四八冊となりました。

これらの文書は、文書館で適切に整理・保存します。そして、事業完了後三〇年が経過し、かつ個人情報保護などの観点により、公開に支障がなくなったものから利用が可能となります。

個人情報等の記載などを理由に公開が制限されている引継文書の利用には、情報公開制度に則った手続が必要です。御利用の際は、県庁情報公開コーナーで所定の請求書を御提出いただくか、電子申請システムにて御請求ください。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録20周年記念 高野山参詣資料の展示紹介

平成十六年(二〇〇四)に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録されてから今年で二十年です。

この節目の年にあたり、和歌山県立文書館では、明治・大正時代の高野山参詣をテーマとしたパネル展示「世界遺産登録20周年 岩崎家文書にみる、100年前の高野山参詣」と、実物資料のケース展示「世界遺産登録20周年 100年前の高野山参詣」(全三回)を開催中です。

本展示は、当館寄託の岩崎家文書からおよそ一〇〇年前の高野山と参詣に関する資料を取り上げて、当時のようすについて振り返るものです。

■岩崎家の高野山参詣の資料

高野山は、弘法大師空海による開創以来現在に至るまで多くの参詣者が訪れています。現代では多くの人が電車・バス・車で高野山に訪れます。このような光景は近代以降の、電車や自動車の登場により見られるようになりました。

高野山と鉄道との関わりは、明治三十四年(一九〇一)の、紀和鉄道五条駅―紀和駅―開通に始まります。以降、大阪汐見橋から国鉄和歌山線橋本駅に至る路線が開通し、さらに高野山駅(のち高野下駅)、神谷駅(のち紀伊神谷駅)、極楽橋駅が開業します。昭和三年(一九二八)から同五年にかけて神谷駅―極楽橋駅―

高野山駅が開通しました。明治後半から昭和初期の間は、高野山に至る路線が整備・発展する時期です。本展示の資料は、ちょうどこの頃のものです。

岩崎家文書の高野山参詣関係資料は、この当時の鉄道時刻表、路線図(写真1)、鉄道会社や店舗の広告、絵葉書(写真2)のほか参詣案内書、大法会の案内状などです。これらの資料からは、交通経路、高野山周辺の宿屋、茶店やそのサービスの内容、高野山の行事などを知ることができ、当時の雰囲気を感じ取ることができま



写真1 高野山御参詣道しるべ (岩崎家文書 2623)

■岩崎家と神社仏閣・景勝地巡り

岩崎家は、紀三井寺村(近世におけるおよその範囲は現在の和歌山市紀三井寺。明治二十二年(一八八九)、三葛・紀三井寺・内原・布引・毛見各村が合併して「紀三井寺村」の庄屋や村長などを輩出した家で、村の運営や家業、移民など様々な資料が伝わっています。本展示の資料はなぜ残されてきたのでしょうか。

岩崎家では遅くとも明治時代から、高野山別格本山普門院で当家故人の年忌法要を行っており、岩崎家は定期的に高野山に登っていたことが容易に想像できます。そのため参詣の資料が残されています。不思議ではありません。

加えて岩崎家文書には、近代の日本各地の神社仏閣参詣や景勝地の観光に関する資料が一〇〇点以上あることに注目すべきでしょう。例えば、千葉県の成田山、栃木県の日光、長野県の善光寺、三重県の伊勢神宮、香川県の金刀比羅宮、さらには富士山といった場所の案内書、地図、お札、付近の旅館の広告や領収書、鉄道・航路案内、時刻表、絵葉書です。これらは前述の高野山の参詣資料と同じ種類のものといえます。

この点を鑑みると、当時の岩崎家には日本各地の神社参詣・名所旧跡観光に興味関心を抱いていた人物がおり、各地で参詣・観光していたことが窺えます。そして参詣や観光、その地に関わるものを記念、思い出として残し、大切に保管してきたのでしょう。高野山参詣の資料も、このような参詣・観光資料のグループに位置付けることができます。以上の要因

もあって、参詣に関する資料が現在まで伝わったのだと思われま



写真2 高野名所絵はがき(封筒) (岩崎家文書 5985-39)

明治時代以降、高野山に至る鉄道が整備され、鉄道会社や宿屋、茶店などごとに多種多様な時刻表や地図、広告、参詣案内書などが作成されました。これらは鉄道会社などによる高野山の観光地化のなかで生まれ、その地の特徴を映し出し、参詣者呼び寄せるものでした。

岩崎家にとって高野山は崇敬の対象として、かつ親族の菩提を弔う身近な場所だったと思われま

(西山史朗)

(参考文献)

秋山文代「近代期における高野山の変容と聖地管理―観光開発の中での聖性保持の取り組み―」(『観光学』二二、二〇二〇)

パネル展示期間(予定)

令和六年六月十四日から令和七年一月十九日まで

ケース展示期間(予定)

第一回 六月十四日から八月七日まで

第二回 八月九日から十月二十四日まで

第三回 十月二十五日から一月十九日まで

*展示中及び過去のケース展示は、当館ホームページでも公開していますので、ぜひご覧ください。

令和五年度新収古文書の紹介

令和五年度に文書館に寄贈・寄託いただいた古文書の概要を紹介します。これらについては、今後番号付け、目録作り、複製物作成など、皆様に利用いただくための整理を進めていきます。なお、整理中の文書は、出納に時間がかかったり、御利用になれなかったりする場合があります。御利用にあたっては、事前に当館に御連絡ください。

塩治家文書

平成三十年度に寄託された塩治家文書の追加寄託約一〇〇点です。今回寄託分は、ほとんどが塩治応太郎に関するもので、地震学の研究資料、自費出版していた雑誌『潮風』（応太郎の論考等を収録）、昭和十年（一九三五）の応太郎葬儀関係資料などです。



塩治応太郎「坊間に伝えられて居る将来に於ける紀州沖の大地震に就て」(『潮風』第28号、昭和9年)

応太郎は、明治三十年（一八九七）に東京帝国大学理科大学物理学科を卒業し

て大学院に進学するとともに研究職を得、黎明期の地震科学研究に携わりましたが、同三十二年から海軍兵学校の教官となりました。同校には大正四年（一九一五）まで勤務し、同六年から同十年まで粉河中学校の嘱託教授も勤めました。

名手由兵衛家文書（海南市黒江）

平成十年度に寄託されていた「名手家文書」一、九七三点が寄贈されました。

名手由兵衛家は、明治期以降、肥料会社を中心とする会社経営、現海南市内外に多くの土地を集積して開発する地主経営を行い、地場産業や県内の有力企業に出資するなどした大商人でした。これら経営に関連する資料が多く残ります。特に現海南市中心市街地、琴ノ浦、黒江地区などの埋め立てをはじめとする開発、市役所庁舎の移転などに関する多くの地図・図面があるのが特徴で、同地域の発展過程を物語る重要資料といえます。



〔名手由兵衛宛岡崎邦輔書簡〕

大正12年9月22日（資料番号19-2-29-1）
関東大震災が発生した9月1日の翌2日に名手由兵衛が送った見舞状の返信です。冒頭には、見舞状が到達したのは22日であったことが書かれています。

文書館の利用案内

利用方法



◆閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

開館時間

- ◆火曜日～金曜日 午前10時～午後6時
- ◆土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

休館日

- ◆月曜日（祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日）
- ◆年末年始 12月29日～1月3日
- ◆館内整理日
 - ・1月4日
 - ・（月曜日のときは、5日）
 - ・2月～12月 第2木曜日
- ◆（祝日と重なるときは、その翌日）
- ◆特別整理期間 10日間（年1回）

アクセス

- ◆JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分
- ◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>
 和歌山県歴史資料アーカイブアドレス
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/index.html>

和歌山県立文書館だより 第66号

令和6年9月30日 発行
 編集・発行 和歌山県立文書館
 〒641-1005
 和歌山市西高松一丁目七-三八
 きのくに志学館内
 電話 〇七三-四三六-九五四〇
 FAX 〇七三-四三六-九五四一
 印刷 白光印刷株式会社